

三島市外三ヶ市町箱根山林組合議会議員被服貸与規程

(昭和 61 年 3 月 14 日)

改正 平成 19 年 3 月 28 日議会規程第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、三島市外三ヶ市町箱根山林組合議会議員（以下「議員」という。）に貸与する被服について、必要な事項を定めることを目的とする。

（貸与被服の種類）

第 2 条 貸与被服の種類は、別表のとおりとする。

（着用）

第 3 条 議員は、現地調査及び植林等に際しては、貸与被服を着用しなければならない。

（忘失届、弁償）

第 4 条 被服を忘失したときは、被服忘失届（様式第 1 号）を提出するとともに、その実費を弁償しなければならない。

（貸与期間）

第 5 条 貸与被服は、議員が任期満了、辞職、失職若しくは死亡した場合は、返納を要しないものとする。ただし、任期満了等の場合において、その後の任期に係る選挙で当選したときは、引き続き貸与されたものとみなす。

（貸与の記録）

第 6 条 組合は、被服貸与簿（様式第 2 号）を備え、貸与状況等を記録するものとする。

（委任）

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年議会規程第 1 号）

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	備考
帽子	
上着	
ズボン	
靴	

様式第1号（第4条関係）

被服忘失届

私は、貸与を受けた を忘失したので、三島市外三ヶ市町箱根山林組合議会
議員被服貸与規程第4条によりお届けいたします。

平成 年 月 日

三島市外三ヶ市町箱根山林組合管理者 様

氏名

印

様式第2号（第6条関係）